

まかせて安心!! 電気保安のパートナー

お客さまのための

〈第73号〉

電気と管理

一般社団法人 東北電気管理技術者協会

関東東北産業保安監督部への申請と届出について

自家用電気工作物の新設や変更の場合、関東東北産業保安監督部東北支部へ申請または届け出をしなければなりません。申請漏れ等がないようにご確認をお願いいたします。

以下は、(一社)東北電気管理技術者協会会員の電気管理技術者に保安管理業務を外部委託することを前提に主なものを説明いたします。

No.	内 容	申請・届出の時期	備 考
1	自家用電気工作物を新たに設置する場合。	使用開始日前までに承認を受けること。*A	保安規程届出。保安管理業務外部委託承認申請等。
2	出力10kW以上の可搬型内燃力発電機を使用する場合。		
3	別の会社等から自家用電気工作物の事業場を譲り受けて、その事業場を使用する場合。	譲り受け日前までに承認を受けること。*A	
4	自治体様の申請からみなし設置者様になる場合。	変わる日前までに承認を受けること。*A	保安規程変更届出。保安管理業務外部委託承認申請等。
5	大気汚染防止法の「ばい煙発生施設」に該当する常用発電所及び非常用発電機を設置する場合。(ディーゼル機関で燃焼能力が50ℓ/h以上(重油換算)の場合は、ばい煙発生施設に該当します。)*B	工事開始30日前までに届け出し受理されること。	工事計画書。 ほかに、県へ「ばい煙発生施設設置届」を工事開始60日前までに届けて受理されることが必要。
6	既存の自家用電気工作物の事業場に常用発電所を設置する場合(太陽電池発電所を含む)。	使用開始日前までに承認を受けること。*A	保安規程変更届出。保安管理業務外部委託承認申請等。
7	発電機の入れ替えや発電機台数の変更等で、常用発電所の出力が変更になった場合。	事象発生後、遅滞なく届け出ること。	発電所出力変更報告書。
8	会社が吸収合併された場合や会社を分割し新しい会社が設立された場合。		地位承継届出書。 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本。
9	変圧器容量の変更及び台数変更で、設備容量が増えた場合または減少した場合。		(電気管理技術者が契約一覧表を提出。減少の場合、減少したことを証明する資料。)
10	月次点検の頻度を変更した場合。		保安規程変更届出書等。 (別表1の変更)
11	構内第一柱やキュービクルの位置を変更した場合等。		保安規程変更届出書等。 (使用区域平面図の変更)
12	電気を使用する範囲を変更した場合。		変更届出書。
13	届け出している本社住所が変わった場合、届け出している事業場名称を変更した場合等。		変更届出書。
14	事業場の廃業、閉店、譲渡した場合及び低圧受電に切り替えた場合等。		廃止報告書。 電力会社にも手続きが必要。
15	保安管理業務委託契約を解約した場合。		解約報告書。 廃止の届出を行った場合は不要。

*裏面に続きます。

【注意点】

*Aについて

工場等の自家用電気工作物を新たに設置し、電気管理技術者に保安管理業務を外部委託する場合、保安管理業務外部委託承認申請を行い、受電日前までに承認を受けなければなりません。そのため、およそ1ヶ月前からの準備が必要になります。

*Bについて

ばい煙発生施設については、それを譲り受けて使用する場合や、設置者名・代表者名・住所・事業場名等が変更になった場合、廃止する場合等もそれに応じた手続きが必要となります。

- ・契約する電力会社が新電力会社の場合は、東北電力株式会社様ではなく、新電力会社に手続きしなければならないこともあります。
- ・詳細は下記の関東東北産業保安監督部のホームページをご覧ください。

<http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/>

新設や変更事項が発生した場合

自家用電気工作物の新設や変更の検討段階より当協会の電気管理技術者へご相談ください。

基本的な進め方

検討

電気管理技術者
及び関係業者へ相談

- ・関係法規の調査
- ・問題点等の洗い出し

関係官庁と事前打ち合わせ

関係官庁へ申請、届出

実施、工事着工等



色々な法律等の制限がありますので、予め各関係業者にもご相談ください。工事等を開始してから問題が発生しますと、その対応が大変ですので確実な事前調査が必要です。一例として、キュービクル設置や発電機（非常用発電機含む）設置等の場合は消防署との事前打ち合わせ及び届出等も必要になります。

未報告や虚偽報告の場合、使用停止命令や行政処分及び罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。